

## 船橋市歯科診療所中期行動計画 新旧対照表

## 1. 利用者及びその家族に対して提供するサービスに関する事項

## 目標1. 口腔ケアの充実

口腔ケアにより症状の改善もしくは現状維持をめざす。

## 中期目標値と各年度の目標値

| 第4次   |                       | 第3次   |                       |
|-------|-----------------------|-------|-----------------------|
| 区分    | 口腔内の状態が「可」と評価された患者の割合 | 区分    | 口腔内の状態が「可」と評価された患者の割合 |
| 目標値   | 70%以上                 | 目標値   | 70%以上                 |
| 令和5年度 | 70%以上                 | 令和3年度 | 70%以上                 |
| 令和6年度 | 70%以上                 | 令和4年度 | 70%以上                 |
| 令和7年度 | 70%以上                 |       |                       |

| 第4次  |  | 第3次   |  |
|--|--|---|--|
| <p>在宅療養高齢者の多くは、口腔ケアが行き届かず口腔衛生状態の悪化をきたし、また、障害児者に関しても、自ら十分な口腔清掃を施すことが困難である。<br/>           (中略) そのため、診療の中で、家族や介護者に口腔衛生状態の改善の必要性を説明・指導することにより、利用者への介入を図ることで口腔衛生を維持しやすい環境を構築し、目標の達成を目指す。</p> |  | <p>在宅療養高齢者の多くは、口腔ケアが行き届かず口腔衛生状態の悪化をきたし、また、障害児者に関しても、自ら十分な口腔清掃を施すことが困難である。<br/>           (中略) そのため、診療の中で、家族や介護者に口腔衛生状態の改善の必要性を説明することにより、利用者への介入を図ることで口腔衛生を維持しやすい環境を構築し、目標の達成を目指す。</p> |  |
| ① ② (略)  |  | ① ② (略)   |  |
| ③ 家族や介護スタッフへ、一般的口腔ケアの手技や介入方法についての支援を行い、 <u>日常の口腔ケアの質の向上を目指す。</u>   |  | ③ 家族や介護スタッフへ、一般的口腔ケアの手技や介入方法についての支援を行う。   |  |

## 目標 2. 摂食嚥下機能訓練による口から食べる機能の維持

摂食嚥下機能訓練により、概ね6ヵ月を目安として経口摂取できる状態を維持する。

中期目標値と各年度の目標値

| 第4次   |                      | 第3次   |                      |
|-------|----------------------|-------|----------------------|
| 区分    | 経口摂取できる状態を維持できた患者の割合 | 区分    | 経口摂取できる状態を維持できた患者の割合 |
| 目標値   | 70%以上                | 目標値   | 70%以上                |
| 令和5年度 | 70%以上                | 令和3年度 | 70%以上                |
| 令和6年度 | 70%以上                | 令和4年度 | 70%以上                |
| 令和7年度 | 70%以上                |       |                      |

| 第4次   | 第3次   |
|---|---|
| <p>摂食嚥下障害を有し不自由でありながら食べ物を経口にて摂取している方に対し、現在の<u>ADL</u>や口腔咽頭機能に合った適切な体位や食形態、食事方法を提案したり、口腔機能管理を<u>行い</u>ながら、<u>実現可能かつ</u>安全な経口摂取計画の立案を行っていく。このことにより、口から食べる機能の維持を図り、QOL（生活の質）の維持若しくは向上ができるよう支援を行っていく。</p> | <p>摂食嚥下障害を有し不自由でありながら食べ物を経口にて摂取している方に対し、現在の口腔咽頭機能に合った適切な体位や食形態、食事方法を提案したり、口腔機能管理をしながら、安全な経口摂取計画の立案を行っていく。このことにより、口から食べる機能の維持を図り、QOL（生活の質）の維持若しくは向上ができるよう支援を行っていく。</p> |
| ① (略)   | ① (略)   |
| ② 自宅 <u>や施設において</u> 食事場面を確認し、 <u>姿勢、環境、食事内容の適正化を図り安全な経口摂取が続けられるよう支援していく。</u>  | ② 自宅における食事場面を確認し、改善できる点は指導し、家族のサポートが得られるように働きかける。   |
| ③ <u>摂食機能の低下や構音機能の低下により歯科受診した際に、診断されていない疾病の可能性を検討し</u> 、適切な後方病院等に繋ぎ早期治療を行うことで、経口摂取の維持を図る。   | ③ 疾病の発症を早期に把握し、適切な後方病院等に繋ぎ早期治療を行うことで、経口摂取の維持を図る。  |

目標 3. 固定診療の患者満足度

目標 4. 訪問診療の患者満足度

中期目標値と各年度の目標値

| 第4次   |                       |       | 第3次   |                       |       |
|-------|-----------------------|-------|-------|-----------------------|-------|
| 区分    | 「満足」と「やや満足」<br>を足した割合 |       | 区分    | 「満足」と「やや満足」<br>を足した割合 |       |
|       | 固定診療                  | 訪問診療  |       | 固定診療                  | 訪問診療  |
| 目標値   | 80%以上                 | 80%以上 | 目標値   | 80%以上                 | 80%以上 |
| 令和5年度 | 80%以上                 | 80%以上 | 令和3年度 | 80%以上                 | 80%以上 |
| 令和6年度 | 80%以上                 | 80%以上 | 令和4年度 | 80%以上                 | 80%以上 |
| 令和7年度 | 80%以上                 | 80%以上 |       |                       |       |

・固定診療

| 第4次   |  | 第3次  |  |
|---|--|--|--|
| ① ② (略)   |  | ① ② (略)  |  |
| ③ 治療内容に関して <u>適切かつ十分なインフォームドコンセントのもと処置を開始し、その変更があった際には適宜インフォームドコンセントを行っている。</u> |  | ③ 治療内容に関して十分な説明を行い、治療計画書を作成し利用者に納得してもらった上で治療を行う。 |  |
| ④ (略)   |  | ④ (略)  |  |
| ⑤ ご意見箱を設け、利用者の意見に耳を傾けて、必要な <u>対策</u> や改善を行う。                                    |  | ⑤ ご意見箱を設け、利用者の意見に耳を傾けて、必要な改善を行う。                 |  |
| ⑥ (略)   |  | ⑥ (略)  |  |
| ⑦ <u>多くの患者を診療できるように診療時間は患者毎に無理のない範囲で適宜調整する。</u>                                 |  | —  |  |

・訪問診療

| 第4次  | 第3次  |
|--|--|
| ① 診療の依頼があった際、急性症状が強く生活の質の低下を招く恐れがある場合は、早期に治療を開始するなど迅速な対応を行う。 | ① 診療の依頼があった場合は、早期に治療を開始するなど迅速な対応を行う。       |
| ② ③ (略)  | ② ③ (略)                                    |
| ④ 的確な診断のもと、十分に話し合い、治療計画書とともに治療の見込みと訪問診療における治療の限界を伝える。        | ④ 的確な診断のもと、十分に話し合い、治療計画書とともに治療の見込みと限界を伝える。 |
| ⑤ ⑥ ⑦ (略)  | ⑤ ⑥ ⑦ (略)                                  |

## 2. 財務内容の改善に関する事項

目標5 かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所 指定管理料の執行率

目標6 さざんか特殊歯科診療所 指定管理料の執行率

中期目標値と各年度の目標値

| 第4次   |                           |                 | 第3次   |                           |                 |
|-------|---------------------------|-----------------|-------|---------------------------|-----------------|
| 区分    | 指定管理料の執行率                 |                 | 区分    | 指定管理料の執行率                 |                 |
|       | かざぐるま<br>休日急患・特<br>殊歯科診療所 | さざんか特殊<br>歯科診療所 |       | かざぐるま<br>休日急患・特<br>殊歯科診療所 | さざんか特殊<br>歯科診療所 |
| 目標値   | 100%以下                    | 100%以下          | 目標値   | 100%以下                    | 100%以下          |
| 令和5年度 | 100%以下                    | 100%以下          | 令和3年度 | 100%以下                    | 100%以下          |
| 令和6年度 | 100%以下                    | 100%以下          | 令和4年度 | 100%以下                    | 100%以下          |
| 令和7年度 | 100%以下                    | 100%以下          |       |                           |                 |

・かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所

① ② ③ (略)

・さざんか特殊歯科診療所

① ② ③ (略)

## 3. その他管理に関する重要事項

目標7 従事者に対し医療安全研修や技術向上を目的とした研修を実施する。

① ② ③ (略)